

平成 28 年 9 月 14 日

知的財産専門職大学院基準（改定案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大 学 基 準 協 会
知的財産専門職大学院基準委員会
委員長 光 田 賢

本協会の知的財産専門職大学院基準（改定案）に対して、本協会正会員大学、知的財産系大学院及び関係機関より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

つきましては、この度の意見募集の結果を以下の通り公表いたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	知的財産専門職大学院基準（改定案）に対するご意見について
2	意 見 募 集 期 間	2016（平成 28）年 5 月 17 日（火）～6 月 17 日（金）
3	意 見 提 出 者 数	1 名及び 4 団体
4	内容別にみた意見件数	19 件
5	意見の受け取り方法	電子メール

知的財産専門職大学院基準（改定案）への意見に対する対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<p><基準項目> 基準全般</p> <p><ご意見> 「評価の視点」の表現について、主体的表現「〇〇〇を△△△しているか。」と受身的表現「〇〇〇が△△△されているか。」が混在しています。 統一されているとその基準による自己点検・評価の作業がやりやすくなると思います。 例：2 教育内容・方法・成果（2）教育方法 評価の視点2-27（11頁）「…仕組みを整備しているか。」 3 教員・教員組織 評価の視点3-11（15頁）「…仕組みが整備されているか。」</p>	<p>修正が広範にわたることから、ここでの記載は省略させていただきます。</p>	<p>ご意見を踏まえまして、原則として、主体的表現に統一することといたします。</p>
2	<p><基準項目> 2 教育内容・方法・成果 （1）教育課程・教育内容 評価の視点2-3（8頁）</p> <p><ご意見></p>	<p>【修正前】 「2-3 知的財産基本法に基づく『<u>知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画</u>』、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。」</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、左記のとおり、修正を行うことといたします。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>知的財産基本法に基づく「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、社会からの要請・・・を、知的財産基本法に基づく「知的財産推進計画」（知的財産の創造、保護）、社会からの要請・・・としたほうが解かりやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>【修正後】 「2-3 知的財産基本法に基づく『<u>知的財産推進計画</u>』、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。」</p>	
3	<p><基準項目> 2 教育内容・方法・成果 （1）教育課程・教育内容 評価の視点2-11（9頁）</p> <p><ご意見> 「評価の視点」の内容からすれば、「学位の名称の適切性」とすべきである。</p>	修正なし。	<p>当該評価の視点は、教育内容にふさわしい学位が付与されているかという趣旨を包含するものであり、名称の適切性のみを評価の対象とはしていないため、項目名としては知的財産専門職大学院基準（改定案）の表現としたことをご理解いただきたいと存じます。</p>
4	<p><基準項目> 2 教育内容・方法・成果 （1）教育課程・教育内容 評価の視点2-12（9頁）</p> <p><ご意見> 「教育課程・教育内容には、固有の目的に即してどのような特色及</p>	修正なし。	<p>当該評価の視点においては、教育課程・教育内容における特色について取り扱うものとして設定しており、ご意見にあります教育の効果という点については、2. 教育内容・方法・成果（3）成果において評価することとしております。</p> <p>なお、各項目における「特色ある</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>び期待される効果があるか。」とした方が、質保証を意識させる文言となるのではないか。</p>		<p>取り組み」に関する評価の視点においては、各知的財産専門職大学院が特色と判断する事項について、主体的に記述してもらうことを目的として設定しているものであり、自由な記述を促し、その幅を狭めることのないよう、基準（改定案）のような表現としたことをご理解いただきたく存じます。</p>
5	<p><基準項目> 2 教育内容・方法・成果 (2) 教育方法 評価の視点2-13 (10頁)</p> <p><ご意見> 学生に対する履修指導、学習相談が学生の・・・とありますが、ここでは学生に対する履修指導、学修相談が学生の・・・とした方がよろしいのではないのでしょうか。 平成24年8月に出された中教審答申では、大学での学びを「学習」ではなく、「学修」と表現するようになりましたので、統一された方がよいのではないのでしょうか。Page18 5. 学生支援、page20・21 6 教育研究等環境の学修を「学修」に統一された方がよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>本協会においては、教育課程での学びのみならず、学生生活一般での様々な経験を通して知識、技能、態度などを獲得・習得することを意味する広義のことばとして、「学習」という用語で表現することとしています。</p> <p>そのうえで、学生が効果的に学習を進めることができるように、これに関する問題（履修科目や科目履修上で抱いた質問・疑問など）や、広く学びに関する問い合わせに対して、教員や専門の職員が応じることを「学習相談」と表記しています。</p> <p>したがって、ご指摘いただきました5. 学生支援及び6. 教育研</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>究等環境においても、当該項目の趣旨から、「学習」という用語で表記することが適切と考えております。</p> <p>なお、本協会が考える「学習」と「学修」及びその他の語の語義については、本協会ウェブサイト等で公開している「本協会の諸基準で使用している用語の解説」を参照してください。</p>
6	<p><基準項目></p> <p>2 教育内容・方法・成果</p> <p>(2) 教育方法</p> <p>評価の視点2-20 (11頁)</p> <p><ご意見></p> <p>「～内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等～」内に「成果」も含めたほうがいいのではないかと。</p>		<p>シラバスに記載する項目につきましては、主要なものを取り上げて例示をしておりますが、その設定については、各大学の方針があるものと思料され、現時点ではシラバスの項目として「成果」を加えることについては、大学の判断に委ねることとしております。</p> <p>なお、実際に認証評価を実施する際には、いただきましたご意見に配慮した運用を心掛けて参ります。</p>
7	<p><基準項目></p> <p>2 教育内容・方法・成果</p> <p>(2) 教育方法</p> <p>評価の視点2-21 (11頁)</p>	<p>【修正前】</p> <p>「2-21 授業は、シラバスに従って適切に実施されているか。また、シラバスの内容を変更した場合、学生に対し</p>	<p>ご意見を踏まえまして、左記のとおり、修正を行うことといたします。</p> <p>なお、No. 1の理由に基づく修正</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><ご意見></p> <p>「～その旨が適切な方法で明示されているか」とありますが、「適切に」で十分通じると思われる。「方法」と書いてしまうと「方法」の定義にまでおよびことになると思われる。</p>	<p>てその旨が<u>適切な方法</u>で明示されているか。」</p> <p>【修正後】</p> <p>「2-21 授業をシラバスに従って適切に実施しているか。また、シラバスの内容を変更する場合、学生に対してその旨を<u>適切に明示</u>しているか。」</p>	<p>もあわせて行っております。</p>
8	<p><基準項目></p> <p>2 教育内容・方法・成果</p> <p>(2) 教育方法</p> <p>評価の視点 2-22 (11 頁)</p> <p><ご意見></p> <p>2-22 が二つ存在しています。二つ目の 2-22 を 2-23 に変更する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>【修正前】</p> <p>「2-22 <u>成績評価は、明示された基準・方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか</u>（「専門職」第 10 条第 2 項）。」</p> <p>【修正後】</p> <p>「2-23 <u>学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評価を客観的かつ厳格に行っているか</u>（「専門職」第 10 条第 2 項）。」</p>	<p>ご指摘のとおり、評価の視点番号を誤って記載していたため、左記のように修正を行うことといたします。</p> <p>なお、No. 1 の理由に基づく修正もあわせて行っております。</p>
9	<p><基準項目></p> <p>2 教育内容・方法・成果</p> <p>(2) 教育方法</p> <p>評価の視点 2-25 (11 頁)</p>	<p>修正なし。</p>	<p>評価の視点 2-25 においては、授業の内容・方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を行う体制の整備とその実施について取扱い、ご指摘のスタッフ・ディ</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p><ご意見></p> <p>スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する大学設置基準等の改正案が発出されましたが、以下にその内容を記しますと、</p> <p>(1) SDの義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学は、その教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員※1を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修※2の機会を設けるほか、必要な取組を行うものとする。 <p>※1 「職員」には、事務職員だけでなく、教員や技術職員を含む。</p> <p>※2 第25条の3に規定するファカルティ・ディベロップメントを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほか、高等専門学校、大学院、専門職大学院及び短期大学についても同様に規定。 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正の施行日は、各大学における研修の計画・体制整備等に要する期間を考慮し、平成29年4月1日とする。 <p>とあります。本内容から、大学設置基準等の改正でありますので、現段階において、基準に反映する必要があるかと存じますので記載させて頂きます。</p>		<p>ベロップメント（SD）に関する大学設置基準等の改正の趣旨からすれば、その内容を当該評価の視点に反映することは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、今般のスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する大学設置基準等の改正においては、適切かつ効果的な大学運営を実現するため、教員及び職員の大学運営に必要な資質向上を図ることが求められていることから、実際の認証評価を実施する際には、7. 管理運営の評価において、その点に配慮した運用を心掛けて参ります。</p>
10	<p><基準項目></p> <p>2 教育内容・方法・成果</p>	修正なし。	ご指摘にある卒業生の受け入れ先等による評価や産業界からの意見聴取については、本委員会として

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>(2) 教育方法 評価の視点 2-27 (11 頁)</p> <p><ご意見></p> <p>知的財産専門職大学院の使命・目的である「21 世紀の社会において、知的財産分野に期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立」から鑑みると、「授業の内容・方法の改善等」の評価の視点 (2-27) における学生による授業評価だけでは十分とは言えず、卒業生受け入れ先等による評価も必要と考える。これは、当該大学院の価値は、卒業生が企業等において、学んだスキルを発揮して初めて評価されるからである。</p>		<p>もその必要性について認識を共有いたします。しかしながら、企業等において卒業生の評価を行う場合には、その人物に対する評価となってしまう傾向があり、授業の内容・方法の適切性を直接的に評価することは難しいとの判断に至りました。</p> <p>したがいまして、当該評価の視点においては、基準 (改定案) のような内容とし、卒業生に対する評価等につきましては、2. 教育内容・方法・成果 (3) 成果の評価の視点 2-30 及び 2-31 において教育成果の検証の観点から評価を行うことが適切と考えます。</p> <p>評価の視点 2-30 及び 2-31 におきましては、卒業生の活躍状況など社会還元の結果を把握・分析し、その結果を受けて、教育内容・方法の恒常的な改善に結びつけるための組織的な対応を求めており、ご意見の内容は含意されているものと考えておりますので、このことをご理解いただきたく存じます。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
11	<p>＜基準項目＞</p> <p>2 教育内容・方法・成果 （2）教育方法 評価の視点2-29（12頁）</p> <p>＜ご意見＞</p> <p>「～どのような特色と成果があるか。」とした方がいいのではない か。目的を設定した方が講義もしやすいかと思われる。</p>	修正なし。	No. 4と同様の理由により、修正 はいたしません。
12	<p>＜基準項目＞</p> <p>3 教員・教員組織 評価の視点3-3（14頁）</p> <p>＜ご意見＞</p> <p>専任教員として長く勤めることにより、社会的な変化や実務課題の 認識が不十分になり、知識が偏ることもあると考える。社外実務者との 意見交流や、共同研究や受託研究といった外部との連携を一定数以上 義務づけることにより、「架橋教育」の深化が図れるものと考えられ る。社会的なニーズを絶えず把握するような評価の視点を加えるべき である。</p>	修正なし。	<p>ご指摘にある社外実務者との意見交流や共同・受託研究といった外部との連携については、本委員会としてもその重要性を認識しており、2. 教育内容・方法・成果（2）教育方法の評価の視点2-26において教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上という観点から評価を行うこととしております。</p> <p>そこでは、専任教員として、研究活動に加え、社会の動向や最新の実務上の知見の充実に努めることを求めており、ご指摘の点を包含した評価の視点となっていることをご理解いただきたく存じます。なお、</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>実際に認証評価を実施する際には、いただきましたご意見に配慮した運用を心掛けて参ります。</p>
13	<p><基準項目> 3 教員・教員組織 評価の視点3-5 (15頁)</p> <p><ご意見> 教育課程の編成について「理論と実務の架橋教育である」ことを「評価の視点」に追記した点(2-2)、および実践的な教育を充実させるために「現地調査」や^マ「フィールドワーク」を「評価の視点」に追記した点(2-16)については、知財専門職大学院の目的の明確化とレベルの向上に資するものであり、評価する。</p> <p>一方、この「理論と実務の架橋教育」を担保するには、教育内容にふさわしい教員の配置があってこそ目的が実現すると考える。その担保として、「3.教員・教員組織」では、「専任教員としての能力」(3-3)や「実務家教員」としてのスペックと人員構成が記載されており(3-4)、その適切な配置を求めている(3-5)。「架橋教育」重視することを強調するためにも、評価の視点(3-5)に、「架橋教育」を実践する内容を加えて明確にしてはどうか。</p>	修正なし。	<p>ご指摘のように、専門職大学院における「理論と実務の架橋教育」の重要性に鑑み、基準(改定案)では、2.教育内容、方法・成果(1)教育課程・教育内容のカリキュラムの編成に関する評価の視点2-2において理論と実務の架橋教育を明確に規定するとともに、(2)教育方法に関する評価の視点2-16においても架橋教育を実践する内容として、フィールドワーク等の具体例を明示することといたしました。</p> <p>したがいまして、現状の評価の視点のままであっても、いただいたご意見の趣旨に沿った評価が可能なものと考えますので、この点ご理解いただきたく存じます。なお、実際に認証評価を実施する際には、いただきましたご意見に配慮した運用を心掛けて参ります。</p>
14	<基準項目>	修正なし。	ご指摘の点につきましては、評価

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>3 教員・教員組織 評価の視点3-7 (15頁)</p> <p><ご意見> 専任教員の年齢のバランスを考慮する場合、それぞれの大学院が固有の目的に即して設置基準における必要教員数及び教授数を上回る教員を確保し、固有の目的に即した独自の配置を行っていることがあります。専任教員の年齢のバランスを評価する場合は、数値に加えこのような特色や取組みも考慮した「視点」があるとよいように思います。</p>		<p>の視点3-12において、固有の目的に即した教員組織編制の特色として評価することとしております。</p> <p>なお、実際に認証評価を実施する際には、いただきましたご意見に配慮した運用を心掛けて参ります。</p>
15	<p><基準項目> 3 教員・教員組織 評価の視点3-12 (15頁)</p> <p><ご意見> 「どのような成果をもたらす特色があるか」というように、「目的」と「特色」の関係性を「成果」で説明できるよう設題してはどうか。</p>	修正なし。	No. 4と同様の理由により、修正はいたしません。
16	<p><基準項目> 4 学生の受け入れ 評価の視点4-7 (17頁)</p> <p><ご意見></p>	修正なし。	No. 4と同様の理由により、修正はいたしません。

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<p>「～どのような成果をもたらす、特色のある」というように、「成果」を意識する文言としてはどうか。</p>		
17	<p><基準項目> 6 教育研究等環境 評価の視点6－7（21頁）</p> <p><ご意見> 「～個別研究室の整備等、～」とありますが、「個人研究室等施設」としてはどうか。研究室内だけで完結しないタイプの研究もあるかと思われる。</p>	<p>【修正前】 「6-7 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、<u>個別研究室の整備等</u>、十分な教育研究環境が用意されているか。」</p> <p>【修正後】 「6-7 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、<u>個人研究室等施設の整備など</u>、十分な教育研究環境を用意しているか。」</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、左記のとおり、修正を行うことといたします。</p> <p>なお、No. 1の理由に基づく修正もあわせて行っております。</p>
18	<p><基準項目> 7 管理運営 評価の視点7－6（22頁）</p> <p><ご意見> 「十分な財政基盤及び資金の確保」と記載されていますが、「十分な」という表現は上限がなく資金が潤沢にあればよいというように受け取れます。「必要な財政基盤及び資金の確保」としたほうがよいように思います。</p>	修正なし。	<p>ご指摘いただきました点につきまして、知的財産専門職大学院における教育研究を安定して遂行するためには、必要な財政基盤を確保するのはもちろんのこと、外部資金の獲得等の努力により、十分な財源の確保が求められるものと考えております。</p> <p>また、「十分な」という表現は、「必要な」という意味合いを含むものであり、現状の表現のままです。</p>

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			<p>でも、評価の視点の趣旨は伝わるものと考えますので、この点ご理解いただきたく存じます。</p>
19	<p><基準項目> 8 点検・評価、情報公開 評価の視点8-1 (24頁)</p> <p><ご意見> 記載内容から、「点検・評価」の項目は、「内部質保証」と統一された方が、評価を受ける側にとってもわかりやすい表現ではないでしょうか。</p>	<p>修正なし。</p>	<p>ご指摘いただきました点につきまして、本協会の機関別認証評価においては、各大学における内部質保証システムの構築とその有効性に着目した評価を行っておりますが、専門職大学院認証評価におきましては、プログラムレベルでの自己点検・評価の実施とそれらの結果を教育研究活動の改善・向上に有効に結びつけているかという視点を重視しております。</p> <p>したがって、基準（改定案）においては、内部質保証という用語は用いず、「点検・評価」としていただくことをご理解いただきたく存じます。</p> <p>ただし、この点につきましては、本協会の基準全体に関わる重要な部分となりますので、今後上部の会議体において、引き続き検討を重ねてまいります。</p>

以上